

令和6年

# 三好市教育委員会9月定例会

日時 令和6年9月27日(金)午後2時00分  
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと  
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

# 令和6年三好市教育委員会9月定例会次第

## 1 開会

## 2 報告

## 3 承認

令和6年三好市教育委員会8月定例会会議録の承認について

## 4 議案

議案第22号 三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示について

議案第23号 三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則の一部を改正する規則について

## 5 その他

# 行 事 一 覧 表

令和6年8月22日 ～ 令和6年9月26日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
三好教育研究発表会	8/22	総合体育館	
臨時管区別教育長会	8/27	美馬市庁舎	
三好ジオパーク構想現地調査講評	8/27	第2分庁舎	
三好市学校食育推進委員会 議会(開会)	8/28 9/2	三好市給食センター 本庁	
中学校文化祭・各幼小運動会 議会(一般質問・議案質疑)	9/7～10/14 9/10～9/12	各幼・小・中学校 本庁	
池田地区敬老会 議会(文教厚生委員会)	9/16 9/17	総合体育館 本庁	
県・市教育委員会 学校訪問	9/19～10/10	市内各小・中学校	
みのり高等学校開校式 議会(閉会)	9/20 9/25	みのり高等学校 本庁	

**【行事予定】**

県・市教育委員会 学校訪問	9/19(木)～10/10(木)		各小中学校
市民大学講座(前川裕子)	10/19(土)	13:30	中央公民館
管区別教育長会	10/15(火)	10:00	美馬市役所
第1回教育支援委員会	10/23(水)	13:30	総合体育館
 定例教育委員会	 10/25(金)	 14:00	 教育委員会室

議案第22号

三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示について  
 三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月27日提出

三好市教育委員会教育長 伊丹 賢治

三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示

三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱(平成26年三好市教育委員会告示第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)
学校教育課	学校教育課
社会教育課	社会教育課
子育て支援課	子育て支援課
健康づくり課	健康づくり課
保育所	保育所・認定こども園
三好市小学校長会	三好市小学校長会
三好市中学校長会	三好市中学校長会
三好市立図書館	三好市立図書館
別表第2(第5条関係)	別表第2(第5条関係)
学校教育課	学校教育課
社会教育課	社会教育課

子育て支援課	子育て支援課
健康づくり課	健康づくり課
保育所	保育所・認定こども園
幼稚園	幼稚園
三好郡市小学校教育研究会図書館部会	三好郡市小学校教育研究会図書館部会
三好郡市中学校教育研究会図書館教育部会	三好郡市中学校教育研究会図書館教育部会
三好市立図書館	三好市立図書館

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

○三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成26年8月1日

教育委員会告示第22号

改正 令和2年3月27日教委告示第8号

令和2年10月28日教委告示第27号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、三好市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、三好市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、教育次長及び別表第1に掲げる各課等の長をもってこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育次長とし、副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキング部会)

第5条 委員会に、推進計画の原案の調査及び検討をさせるため、ワーキング部会を置く。

- 2 ワーキング部会の部会員は、別表第2に掲げる各課等の主幹、主任主査又は主査の職(これらの相当職を含む。)で所属長の指名する者1人をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第6条 ワーキング部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会及びワーキング部会の会議は、必要に応じて委員長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会及びワーキング部会の会議は、出席した委員又は部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、委員長又は部会長が会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員又は部会員に送付し、賛否を問い、委員会又はワーキング部会の会議に代えることができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日教委告示第8号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月28日教委告示第27号)

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

学校教育課
社会教育課
子育て支援課
健康づくり課
保育所

三好市小学校長会
----------

三好市中学校長会
----------

三好市立図書館
---------

別表第2(第5条関係)

学校教育課
-------

社会教育課
-------

子育て支援課
--------

健康づくり課
--------

保育所
-----

幼稚園
-----

三好郡市小学校教育研究会図書館部会
-------------------

三好郡市中学校教育研究会図書館教育部会
---------------------

三好市立図書館
---------

議案第23号

三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則の一部を改正する規則について  
 三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則の一部を改正する規則のように定める。

令和6年9月27日提出

三好市教育委員会教育長 伊丹 賢治

三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則の一部を改正する規則  
 三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則(平成18年三好市教育委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、三好市井川ふるさと交流センター条例(平成18年三好市条例第103号。以下「条例」という。)第9条の規定により、井川ふるさと交流センター(以下「交流センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 条例第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、<u>第3条及び第6条</u>の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」としてこの規定を適用する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 交流センターは、条例第1条に規定する目的を達成するため                  に次の事業を行う。</p> <p>(1) 図書館 各種資料の収集、整理、保管、貸出し等</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 条例第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、<u>第5条</u>の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」としてこの規定を適用する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 交流センターは、条例第1条に規定する目的を達成するため                  に次の事業を行う。</p>

(2) 資料館 各種資料の収集、保存及び展示

(3) 集会室 各種交流事業への会場提供及び交流事業

(利用許可の条件)

第4条 条例第7条第1項第1号の規定により、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(5) 略

## 第2章 図書館

(事業)

第6条 三好市図書館管理運営規則で別に定める。

## 第3章 資料館及び集会室、会議室

(事業)

第7条 資料館は、その目的を達成するため、第2条第2号に掲げる事業を次により行う。

(1)～(5) 略

(開館時間)

第8条 資料館の開館時間は、午前10時から午後7時までとする。集会室、会議室の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、市長の許可を得てこれを変更することができる。

2 集会室は、その目的を達成するため、第2条第3号に規定する事業を行う。

(1) 略

(2) 略

(利用許可の条件)

第4条 条例第6条第1項第1号の規定により、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(5) 略

## 第2章 略

(事業)

第6条 資料館は、その目的を達成するため、第2条第1号に掲げる事業を次により行う。

(1)～(5) 略

2 集会室は、その目的を達成するため、第2条第2号に掲げる事業を行う。

(開館時間)

第7条 略

第9条・第10条 略  
第4章 雑則  
(その他)  
第11条 略

第8条・第9条 略  
第3章 略  
(その他)  
第10条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○三好市井川ふるさと交流センター条例

平成18年3月1日

条例第103号

改正 平成22年3月25日条例第10号

平成23年3月30日条例第3号

平成26年2月10日条例第1号

平成28年3月23日条例第18号

平成31年3月19日条例第2号

(設置)

第1条 過疎地域の魅力や特性を生かしつつ、都市などとの各種交流や地域資源の保全管理及び利用者への生涯学習の場の提供などを図るため、ふるさと交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 ふるさと交流センターの名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
三好市井川ふるさと交流センター	三好市井川町岡野前64番地

(施設)

第3条 井川ふるさと交流センター(以下「交流センター」という。)に次の施設を置く。

- (1) 三好市井川資料館
- (2) 集会室、会議室

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、交流センターの管理運営について、必要と認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にその管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理(市長が定めるものを除く。)
- (2) 三好市井川資料館の管理運営
- (3) 利用許可に関すること。
- (4) 上記業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序をみだし、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が交流センター又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他公益上又は交流センターの管理運営上適当でないと認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則に反するとき又は次の各号のいずれかに該当する場合は、交流センターの利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 前条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

2 前項の措置によって、利用者に損害が生じることがあつても、市長は賠償の責任を負わないものとする。

(使用料等)

第7条 交流センターの利用は、原則として無料とする。ただし、営利を目的とする催し又は個人的に利用する場合には、別表に定める使用料を徴収する。

2 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、別表の料金の欄に掲げる額を上限として、当該指定管理者が市長の承認を受けて、施設の利用料金を定めることができる。

3 前項の規定において定めた利用料金については、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者は、交流センターの資料又は施設をき損し、又は亡失したときは、これによって

生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、当該き損又は亡失がやむを得ない事情があると認めるときは、減免することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、交流センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の井川町ふるさと交流センターの設置及び管理に関する条例(平成4年井川町条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定に基づき、なお従前の例により管理を委託している場合は、平成18年9月1日(その日前に改正法による改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月25日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月10日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表(第7条関係)

交流センター使用料

室区分		1時間
集会室	3階シャンデリアの間	2,930円
	分割東の間	1,470円
	分割西の間	2,200円
会議室	3階小会議室	730円
	3階和室の間	550円
	1階会議室	680円

(注) 冷暖房料は室料の20%

音響設備、カラオケ、机、イス、スクリーン等の備品は無料

# ○三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第33号

改正 平成21年3月16日教委規則第5号

平成26年4月1日教委規則第4号

平成28年3月23日教委規則第4号

平成29年5月23日教委規則第26号

## 目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 図書館(第6条)

第3章 資料館及び集会室、会議室(第7条—第10条)

第4章 雑則(第11条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、三好市井川ふるさと交流センター条例(平成18年三好市条例第103号。以下「条例」という。)第9条の規定により、井川ふるさと交流センター(以下「交流センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

2 条例第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条及び第6条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」としてこの規定を適用する。

(事業)

第2条 交流センターは、条例第1条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 図書館 各種資料の収集、整理、保管、貸出し等

(2) 資料館 各種資料の収集、保存及び展示

(3) 集会室 各種交流事業への会場提供及び交流事業

(利用目的の変更等の禁止)

第3条 交流センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の条件)

第4条 条例第7条第1項第1号の規定により、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、備品等の紛失及び著しい破損の場合は、利用者において弁償すること。
- (2) 利用後は、必ず整理整頓と掃除をすること。
- (3) 利用後は消灯し、ガスは確実に閉め火気等を十分に始末すること。
- (4) その他、公共物の使用については、上記使用方に基づき注意すること。
- (5) 特に夜間利用の場合は、付近の迷惑にならないように注意すること。

(入館の禁止)

第5条 市長は、交流センター内における秩序を乱し、若しくは安全を脅かす行為又はそれらのおそれのある行為をする者の入館を禁止し、又はこれらの者に対し退館を命ずることができる。

## 第2章 図書館

(事業)

第6条 三好市図書館管理運営規則で別に定める。

## 第3章 資料館及び集会室、会議室

(事業)

第7条 資料館は、その目的を達成するため、第2条第2号に掲げる事業を次により行う。

- (1) 歴史民俗資料及び芸術作品等(以下この章において「資料」という。)を収集し、保管し、展示すること。
- (2) 資料に関する案内書、解説書、目録、年報を頒布すること。
- (3) 特別展示、研究会等を主催し、その開催を援助すること。
- (4) 他の博物館、資料館、学校その他の関係機関と緊密な連絡を図り、かつ、協力すること。
- (5) その他管理者が必要と認める事業

(開館時間)

第8条 資料館の開館時間は、午前10時から午後7時までとする。集会室、会議室の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、市長の許可を得てこれを変更することができる。

2 集会室は、その目的を達成するため、第2条第3号に規定する事業を行う。

(休館日)

第9条 資料館及び集会室、会議室の定期休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日
- (2) 年末 12月29日～同月31日
- (3) 年始 1月1日～同月3日

(資料館入館料)

第10条 資料館の入館料は、無料とする。

#### 第4章 雑則

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、交流センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の井川町ふるさと交流センター管理運営規則(平成4年井川町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月16日教委規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月23日教委規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月23日教委規則第26号)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。